

第1回 岩手県環境審議会循環型社会形成推進計画策定特別部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

令和7年7月9日（水）10:00～11:30

2 開催場所

岩手県公会堂 1階 12号室

3 出席者

【委員（敬称略、50音順）】

小野寺 真 澄
塚 本 善 弘（部会長）
晴 山 涉

【専門委員（敬称略、50音順）】

玉 懸 博 文
前 田 武 己
南 幅 嘉 人

【事務局員（岩手県環境生活部資源循環推進課）】

資源循環推進課総括課長	古 澤 勉
廃棄物対策担当課長	池 田 享 司
廃棄物施設整備課長	神 山 隆 行
主任主査	大 澤 成 光
主任主査	川 又 康 明

4 議 事

(1) 部会長の互選について

○ 事務局

岩手県環境審議会条例第8条第4項において準用する第3条第1項の規定により、部会長の選任は部会に属する委員の互選となっておりますが、皆様から選任方法について特に意見がないようであれば、事務局案をお示しさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 事務局

異議なしとの声がありましたので、事務局案をお示しさせていただきます。部会長には環境社会学がご専門であり、ごみ減量化と資源循環に関する住民アンケート調査等に取り組まれております塚本委員をご提案したいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 事務局

異議なしとのお声をいただきましたので部会長は塚本委員にお願いいたします。それでは、

塚本部会長には議長席にご移動いただき、以後の議事進行をお願いいたします。

(2) 部会長の職務代理者の指名について

○ 塚本部会長

部会長職務代理者の指名についてですが、岩手県環境審議会条例第8条第4項において準用する第3条第3項の規定により、部会長職務代理者は部会長があらかじめ指名することとなっております。

部会長職務代理者は晴山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

<塚本部会長>

異議なしとのことですので、部会長職務代理者は晴山委員に決定します。

(3) 第4次岩手県循環型社会形成推進計画第6次岩手県廃棄物処理計画の基本的方向について

ア 策定スケジュール

○ 塚本部会長

事務局から今後の策定スケジュールについて説明をお願いします。

○ 事務局

本日紙で配付している資料4を御覧ください。

資料4が策定スケジュールになっており、一番左の列、特別部会の親会にあたる環境審議会が5月29日に開催されており、第4次循環型社会推進計画の基本的方向について、諮問させていただきました。諮問書の写しについては参考資料3として配付させていただいています。

その諮問を受けて、専門的見地から集中的にご審議をいただくため本計画部会が設置され、本日第1回目の部会となっております。部会の設置要綱は資料3として配付しています。

本日は、先ほどの部会長の選任、職務代理者の指名の他、次期計画の基本的方向について後ほど説明させていただきます。

今後の流れですけれども第2回計画部会を8月下旬頃に開催して、計画本文の素案をお示しして、ご審議をいただく予定としております。

その後、環境審議会の親会を9月に開催して、答申案をご審議いただくことを予定しております。従って現時点で予定している部会は2回でございますけれども、本計画と整合を図る必要がある上位計画にあたる環境基本計画も10年間の計画の中間年の見直しのため、別の部会でご審議いただいております。また、本計画の策定に当たり市町村等のご意見も伺うこととしております。

そのため、計画案に大幅な修正が加わる可能性がございますので、そのような場合には必要に応じ、3回目の部会を開催することも想定しております。

また、計画案につきましては11月から12月ごろにパブリックコメントを実施するととも

に、資料には記載はございませんけれども、同じ時期に地域説明会として県内数箇所を回っての説明会も予定しております。

パブリックコメントや地域説明会でいただいたご意見を踏まえて、1月から2月上旬に環境審議会で最終案の方を報告の上、3月に計画を策定というスケジュールで進めていきたいと考えております。説明は以上になります。

○ 塚本部長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明があった内容につきまして、質疑意見等ありましたらお願いします。

○ 塚本部長

特にないようですので、続けて計画の骨子案につきまして事務局の方から説明お願いいたします。

○ 事務局

資料5によりご説明させていただきます。

まず、左上の計画策定の趣旨ですが、本計画は循環型社会形成推進計画となりますが、廃棄物処理計画であり、かつ、ごみ処理広域化計画としての側面を併せ持つ計画になります。計画期間は令和8年から12年の5カ年の計画となっておりますが、これは国の計画期間5年間で整合を図っています。

資料の中央の上部に目指す姿を記載していますが、国の計画の考え方を取り入れて「循環経済への移行で質の高い生活が持続するいわて」という案を考えております。併せて図を記載していますが、従来のリニアエコノミーを循環経済に移行していくというイメージを記載しております。

計画の構成としては、資料の左側に現状と課題、中央に目指す姿、右側に施策の展開と整理しております。

計画の骨格となる3本柱は、1つはライフサイクル全体での徹底的な資源循環、2つ目は災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築、3つ目は廃棄物の適正処理の推進として、現状と課題、基本的な考え方、施策の展開がそれぞれ対応するような関係になっています。なお、この3本柱は現計画を引き継ぐような形としております。詳細は担当から説明いたします。

引き続き説明させていただきます。まず、左上の部分計画策定の趣旨ですが、廃棄物処理法第5条第5号に基づく廃棄物処理計画であり、かつ、ごみ処理広域化の計画として策定するとともに、循環型社会形成推進基本法の第10条に基づく基本計画として策定するものです。

計画期間につきましては、国の基本計画と整合を図り、令和8年度から12年度の5年間としております。なお、国の循環計画については事前に参考資料5-1、5-2として事前配付させていただいています。

資料の真ん中の上の目指す姿は、「循環経済への移行で質の高い生活が持続するいわて」としており、国の計画でキーワードになっている循環経済への移行を取り入れており、質の高い生活

についてはウェルビーイングとして国の計画で出てきますけれども、県のいわて県民計画の中で幸福として掲げているものになります。

また、イメージとしてこのリニアエコノミーからサーキュラーエコノミーに再設計しながら移行していくということで、環境省の環境白書の方から抜粋した図を掲載しています。

続きまして、左側の7行から循環型社会の形成に係る現状と課題です。

まず1つ目の柱、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環ですが、一般廃棄物の状況を図1に示しています。棒グラフで示しているのがごみの総排出量、折れ線グラフで示しているのが、1人1日当たりの排出量でいずれも減少傾向にあります。ただ、折れ線グラフの青いプロットが全国の状況、赤いプロットが岩手県の状況となっており、排出量については家庭系ごみ、全体とも全国を上回っていることから、環境にやさしいライフスタイルのさらなる推進が必要という現状です。

次に、産業廃棄物の状況を図2で示していますが、排出量は減少傾向にあります。一時、震災からの復興事業等により増加していた廃棄物量が一段落して減少傾向になっていると考えられます。今後の予測では横ばいから微減傾向で推移すると予測がされており、そのような廃棄物の一層の削減に取り組んでいく必要があるという状況でございます。

その他、海岸漂着ごみ対策や食品ロスの削減対策の推進が必要になっています。

2つ目の柱、災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築については、最終処分場の残余容量が低下していくため、3Rの推進、公共関与による最終処分場の整備の着実な推進が必要となっています。また、人口減少地域の実情に応じた、一般廃棄物処理施設の集約化の推進が必要になっている他、大規模災害に備えた処理体制の構築が必要となっています。

3つ目の柱、廃棄物の処理体制の推進についてですが、不法投棄や不適正処理が継続して発生していることから、排出者や、処理業者の指導監督を実施する必要があるというところ、また県境不法投棄事案を契機として制定された条例による自県内処理の推進と適正処理の確保が必要となっています。その他、PCB廃棄物の早期処理、放射性、物質の汚染廃棄物の処理の促進が課題となっています。

このような現状と課題を踏まえ、基本的な考え方を真ん中に、さらに右側に具体的な施策の展開方法を記載しております。

計画の3本柱にぶら下がる項目を緑色のラインで示していますが、真ん中と右側で対応させております。

まず、1つ目の柱ライフサイクル全体での徹底的な資源循環では、(1)環境負荷の少ないライフスタイルへの転換として、生活の豊かさと環境負荷低減を両立させたライフスタイルの定着、3R+Renewableの取り組みの推進を基本的な方向として、右側の対応する施策として、3R推進キャラクターのエコロルの活用や、もったいない岩手3R推進運動による普及・啓発、岩手三ツ星エコマナーアクション展開などを進めていくことを考えています。

続きまして、(2)新たな環境ビジネスの創出支援として、先駆的な取り組みを行う事業者への支援を行うことを基本的な考え方として、右側に記載している循環経済への移行や3R+Renewableに資するビジネスの促進や、取り組みの支援を展開していくことを考えております。

次に(3)関係産業学術機関等との連携体制の構築を推進では、産学官民の様々な機関の連携促進を基本的な考え方として、右側に記載のとおり、排出者等への講習や処理業者への各種制度の運用による事業者育成の他、コーディネーターの配置によりパートナーシップの構築を図っていきたいと考えております。

また、サーキュラーエコノミーを推進するため、動脈や静脈の連携でも、コーディネーターが役割を果たしていければというふうに考えています。

ここで、3R+Renewable についてですが、Renewable は国の計画でもキーワードになっていますが、再生可能なというような意味で、行動としては再生可能な資源に変えることを指します。例として、プラスチックの原料をバイオマスに転換するということが挙げられます。

続きまして(4)適正なりサイクル体制の確立については、個別リサイクル法を軸として、高度リサイクル体制の構築、バイオマスエネルギー活用の体制構築支援、処理業者の育成を行っていくという考え方から、施策としては、エコ協力店による店頭回収、市町村のごみ減量化策、リサイクルに関する助言と食品ロス体系の取り組みを推進、製品プラの分別回収再商品化の促進等に組み込んでいきたいと考えております。

(5)の海岸漂着物の発生抑制と回収処理については、多様な主体の連携協力により海岸漂着物の発生抑制や回収処理を促進という考え方のもと、関係者の連携による海岸漂着物の回収・処理、流域圏が一体となった環境保全活動やプラスチックごみの削減等3Rの促進の他、普及啓発や環境学習等に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして大きな2つ目の柱、災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築について、まず、(1)地域の実情に合ったごみ処理体制の確保として、6ブロック体制のごみ処理広域化の推進やエネルギー拠点としての整備を促進していきたいと考えております。

次に、(2)産業廃棄物処理体制の確保といたしましては、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備や、円滑な運営を推進していくことを考えております。

また、(3)災害に備えた廃棄物処理体制の構築としては、市町村による災害廃棄物処理計画の策定、それから水害を含めた各種災害を想定した計画とするための点検・見直しの促進、人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

大きな3つ目の柱、廃棄物の適正処理の推進については、まず、(1)産業廃棄物の監視体制の確保のため、産廃Gメンによる監視指導、ドローンの活用に取り組む他、条例による格付認定制度を的確に運用していくことを考えております。

その他PCB廃棄物の特措法の期限内の処理の推進、放射性物質廃棄物の処理に係る助言指導を考えています。

以上が計画の基本的方向の内容になりますが、真ん中の考え方に基づいて、右側の施策が対応するように整理しておりますので、次に説明する計画の目次も同様に整理しています。

資料6をご覧ください。次期計画の骨子案の新旧対照表ですが、左側が現計画の目次、右側が次期計画の案になります。

まず、この計画のキーワードにつきましては、国の循環計画においてキーワードとなっている循環経済、サーキュラーエコノミーの他、ネイチャーポジティブとネットゼロを入れております。

ネイチャーポジティブは直訳では自然再興であり、自然を回復軌道に乗せるため生物多様性の損失を止め反転させるというもの。ネットゼロは、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生したものを森林吸収等で固定化することによって、差し引きゼロ、実質ゼロにするという考え方です。

この2つの言葉は分野としては異なりますが、国の計画において循環経済への移行と同時にこのネイチャーポジティブネットゼロも同時達成することが重要との記載がありますので、キーワードとして入れることを考えております。

また、2つ目記載しているデカップリングについてですが、切り離す、分離するという意味になりますが、一般的にリニアエコノミーでは経済活動が良くなると資源もたくさん消費されるという関係性がありますが、循環経済に移行することによって経済活動は良くなっても資源の消費は増えない、その関係を切り離していくという考え方になります。経済活動と環境負荷の関係についても、リニアエコノミーでは経済活動が良くなっていくと環境負荷も増える関係性であるものが、循環経済に移行することによってその関係を切り離していくという考え方になります。循環経済に関連するキーワードとしてデカップリングに入れることを考えています。

また、前回の計画で記載している2R、リデュースリユースを優先して推進するという考えで記載しておりましたけれども、今回国の計画においては3R+Renewableを強調していますので、次期計画のキーワードとして記載することを考えております。

食品ロスについては、前回の循環計画策定後の令和3年12月岩手県の食ロスの計画を策定して取り組んでいるということから食品ロスというところも、キーワードとして加えていくということを考えております。

法律については、プラスチック資源循環促進法が令和4年度から施行されていますので、加えています。

続きまして資料の2ページをご覧ください。

資料の2ページの3節2本県における産業廃棄物の現状と課題において、左側ではいくつかの種類の廃棄物を記載していたところを、右側の次期計画案では記載していませんが、削除するという趣旨ではなく、1の中に取り込むよう整理するという趣旨です。

続きまして3ページをご覧ください。

3ページについては基本的に国の循環計画及び現状を踏まえて、文言を修正していますが、大きな3本の柱立てについては修正ありません。

例えば1(1)について、前回は国の計画でも強調されていた2Rという記載を今回の国の計画を踏まえて修正しているものになります。

続きまして4ページ、5ページをご覧ください。

第4章施策の展開のところが、第1節から第3節を3本の柱といたしまして、その下の1から5、第1節のところであれば1環境負荷の少ないライフスタイルの転換、2新たな環境ビジネスの創出支援、3、4、5と記載していますが、3ページの第3章第1節の目指す姿の項目に合わせた形で整理をしているものです。

先ほど資料5で真ん中と右側が整合しているような形で、この章について整理をするというこ

とで考えております。

したがって、中身的には何かが減ることではなく、目指す姿と、施策の方向を整合させた形で整理をしているものになります。

続きまして6ページを御覧ください。

下から5行目の大規模不法投棄事案、青森県境産業廃棄物への対応ですが、廃棄物撤去、土壌や地下水の浄化も終え原状回復が完了しておりますので、本文からは削除しますが、コラムという形で残していくことを考えております。資料6の説明は以上になります。

続きまして、本日紙で追加配付させていただいている参考資料6をご覧ください。

こちらは先ほど申しましたこの計画の親計画に当たります環境基本計画の見直しの特別部会が5月29日に開催され、その際に出た意見のうち本計画に関連するものを抜粋したものです。

意見が左側に記載されており、対応案を右側にお示ししております。

まず、1つ目のご意見として粗大ごみ等でまだ利用できる製品の再利用の強化を検討して欲しいというご意見がございまして、それにつきましては右側に記載の通り、環境省において市町村の使用済み製品のリユース促進のための手引きを出しており、直近では今年の4月に改定されております。その中で、粗大ごみのリユースの取り組みを促進するようなものが出ております。

県といたしましても粗大ごみの不用品のリユースが促進されるような情報発信や普及啓発を実施していきたいと考えています。

次に2つ目の御意見ですが、産業廃棄物の再生利用率の目標について、サーマルリサイクルも含まれているが、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルが把握できるように指標を検討して欲しいというようなご意見をいただいております。

こちらについて、産業廃棄物の再生利用率の算出方法について確認したところ、算出に用いている統計情報や毎年度提出される実績報告では把握することが困難という状況でした。

ただ、ご指摘の通りリサイクルの一層の推進を図るため、把握できることは有用とは考えますので、そういった把握手法については検討していきたいと考えております。

最後の3つ目のご意見としては食品ロスに関して特に一般廃棄物の仲介ごみは減る気配がないので、利用者に対する制限等をかけたらどうかというご意見です。

県では、岩手県食品ロス削減推進計画という10ヵ年の計画を令和3年に策定しまして、食品ロスに取り組んでいます。例えば食べ残しの削減に取り組む事業者を、もったいない岩手食べきり協力店として登録し、いっぱい食べられない方には小盛メニューを提供していただくという取り組みを促進しております。今年度は計画の中間年にあたるため、中間見直しを予定しており、いただいたご意見も踏まえて引き続き、食品ロス削減の取組を推進していきたいと考えています。

説明は以上です。ご意見ご質問等いただければと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 塚本部長

説明ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、資料5、資料6、参考資料6を中心に御意見等をお

願います。

○ 小野寺委員

簡単な質問で申し訳ないのですが、資料5の廃棄物の不適正処理の推進のところでは不法投棄が依然として減っていないような文言がありました。不法投棄の現状がどのようになっているか教えていただきたいと思っております。

○ 事務局

不法投棄や不適正処理については、以前に比べて減少していますが、依然として、無くなってはいないということから、継続して発生しているとの記載をしているところです。そういったものを適切に処理していく必要があることから、計画に記載しているものです。

○ 小野寺委員

不法投棄の発生する原因や捨てられる要因は昔とは変わっているのでしょうか。

○ 事務局

昔との内容の比較まではしていませんが、一般的には、建築廃材のような物が不適正処理・不法投棄される事案は発生しています。大規模な不法投棄は減っていますが、中規模、小規模なものでは依然として発生している状況にあります。

補足をしますと、10年前、20年前は、規模も大きく件数も多かったところですが、産廃Gメンを振興局・保健福祉環境センターに配置してパトロールを強化していることから、件数は減っており、規模は小さくなってきています。

廃棄物の種類としては建築廃材などが多く、解体事業者の下請け・孫請けの事業者が処理費用を浮かせるために不法投棄している例があります。

○ 小野寺委員

どのように捨てていいのか分からないために不法投棄されるものもあるのであれば、対策を講じる必要があるのではないかと考えており、例えば、リチウムイオン電池は捨て方が分からないという状況があるのではないかと考えています。

○ 晴山委員

リチウムイオン電池が廃棄物処理施設の中で燃えてしまう事故により処理に影響が出ている事例がありますが、そのような廃棄物の対応を計画として盛り込んでもいいのではないかと考えます。

記載する箇所としては、適正処理のところがいいのか、リサイクルのところに記載するのかわかりませんが、記載する必要があるのではないかと考えます。

資料5の図1について、一般の方が見た時に右の縦軸か左の縦軸かが分からないのではないかと

と思うので、軸にタイトルを入れた方がいいと考えます。

図2について、単位の記載が数値と離れているので、近づけた方がいいと思います。産業廃棄物の減量化量という記載が一般の方が分かるのか疑問があるので、焼却や脱水によるものだと思いますが、例えば焼却等による減量化等と記載した方が分かりやすいのではないかと思います。

また、リニアエコノミーの日本語訳が「線型」よりも「線形」を使う方が一般的ではないかと思うので、確認いただきたいと思います。

○ 玉懸委員

リチウムイオン電池については、一般廃棄物として市町村が処理をするのが難しい面があります。技術的には産廃に近いので、産廃業界に委託するなどの連携も考えていただければと思います。

サーキュラーエコノミーについて、新たな循環ビジネス等が記載されています。リサイクルの広域化を前提とした取組は、自県内処理とバッティングするところがあります。県外産廃を県内に搬入する場合は、事前協議や協力金という制度がありますが、昔のような無秩序な搬入は行われなくなったと思います。この制度の必要性和リサイクルの足を引っ張っている部分がないか疑問です。現時点での県の見解を伺います。

○ 事務局

県外搬入については当初の趣旨もありますが、警察による産業廃棄物関係の検挙件数は全国的に最近10年位横ばいで推移しており、条例の規制を解除する条件が整っているとは言い難いと考えています。

一方、リサイクルを推進する必要があると考えていますので、もう少しリサイクルするものを受入れていく方向にならないかは検討しているところもありますので、その状況が明らかにできる段階で情報提供させていただければと思っています。

我々としてもリサイクルは促進していく方向で考えていますので、そのような取組みも合わせて行いながらサーキュラーエコノミーを前に進めていく体制を構築していきたいと考えています。

○ 玉懸委員

大きな話ですので、継続して御検討をお願いします。

○ 小野寺委員

再生利用をしようとしても、東北エリアでは運搬費が課題になり、プラスチック市場も成長していないと思われるかもしれませんが、集めていかなければならないと考えています。県内では再生利用どころか、まだ埋立てているところもあります。埋立よりサーマル、サーマルより再生利用とより上位のリサイクルを目指していくためには、県外搬入の事前協議についても御検討いただきたいと思います。

○ 事務局

高度化法が公布され、今年の 12 月頃には事業認定の基準もできるので、そのような制度がどのように進んでいくかを見極めながら検討していきたいと思っています。

ペットボトルのようにマテリアルリサイクルされているものもあれば、サーマルに流れている物も結構あるので、排出側の意識をどう変えるかというところも重要になってくると思います。

○ 小野寺委員

複雑化するとは思っていますが、そうじゃないと進まないと思っていますし、高度化法の認定を取得できる県内の処理業者は限られているのではないかと考えています。

また、一般廃棄物の話になりますが、ペットボトルでさえリサイクルしていない自治体もある現状も何とかしないといけないと考えておりますので、容器包装リサイクル等の推進もお願いしたいと考えています。

○ 塚本部長

資料 5 の右側の 1 (1) イに食ロス削減と記載していますが、これは食品ロス削減ということでしょうか

○ 事務局

御指摘のとおり、食品ロスと記載すべきところを略した記載となっておりますので、修正させていただきます。

○ 塚本部長

1 (3) イのコーディネーターの配置は既に行われているものでしょうか。

○ 事務局

そのとおりです。

○ 塚本部長

資料 6 の 5 ページ、災害廃棄物に関する各種研修会や各種制度とはどのようなものを想定していますか。

○ 事務局

資料 5 の右側の (3) のアに記載している事業者等への説明会、処理業者格付け制度の運用等の取組を想定しています。

○ 塚本部長

資料 5 の 2 (3) の災害に備えた廃棄物処理体制の構築において、自治体の人材育成等は具体的にどのような取組がありますか。

○ 事務局

実際に災害が起きた際、自治体の人が対応できるように研修を実施することを想定しています。

○ 塚本部長

今のところそのような研修は行っていないというところですか。

○ 事務局

現在も研修は行っておりますので、引き続き実施していくことを想定しています。

補足すると、環境省と連携して人材育成の研修をしておりますし、昨年度は県独自の研修も開催しておりますので、そのような取組を引き続き開催していくことを考えていますし、市町村によっては災害廃棄物処理計画が未策定のところもありますので、そこに働きかけていくことを考えています。

○ 塚本部長

東日本大震災の津波災害を受けて沿岸の方が進んでおり、内陸の市町村の方では水害対応が遅れているのでしょうか。

○ 事務局

人材育成に関しては、沿岸の市町村では東日本大震災に対応した方がいらっしゃいますが、14年ほどたっていますので、退職されている方も多いため、そのような経験を引き継いでいくことが重要となります。また、環境省では人材バンク制度があり、経験者等の知見を持った方を登録する制度があります。今年の大船渡市の林野火災においても、支援が行われています。災害廃棄物においても、そのような支援できる人材を増やすために研修の実施を考えています。

○ 塚本部長

資料5の3(1)にドローンの活用とありますが、これは既に行われているのでしょうか。

○ 事務局

現在導入を進めているというのが正確なところで、各圏域に1台ずつ配備しており、不法投棄現場で処理しているところの進捗管理等に活用しています。

○ 塚本部長

今後、台数を増やすとか人材の研修を進めていくということでしょうか。

○ 事務局

ドローンの活用研修については、毎年4月にドローン協会の御協力をいただきながら実施して

いるところですよ。

○ 前田委員

資料の中に食品ロスという文言が出てきますが、飲食店で出てくるものに限定しているものでしょうか。スーパーで出てくるものは含まれているものでしょうか。

○ 事務局

食べられるにも関わらず捨てられているものを指していますので、どこで発生しているものと限定しているものではありません。

○ 前田委員

飲食店を念頭においた施策が多いので、スーパーも念頭に置いた施策も盛り込んでもいいのではないかと思います。例えばスーパーの値引きのタイミングを早くするなど。

また、資料5の中ほどの新たな環境ビジネスの創出支援の交換というのは物々交換を指しているのでしょうか、それとも部品交換を指しているのでしょうか。

○ 事務局

部品交換を想定しています。

○ 前田委員

分かりづらいので、表現の工夫をしていただきたいと思います。

また、どこが壊れているのかが分かって修理できる人材が減っているのではないかと思いますので、そのような人材育成も検討いただきたいと思います。

資料6の4ページのところライフスタイルの転換との記載はライフスタイルへの転換が正しいのではないかと思います。

○ 事務局

御指摘のとおりですので、修正させていただきます。

○ 南幅委員

資料5のエコ協力店での店頭回収量について、岩手県では数字を把握しているのですか。

○ 事務局

把握しています。

エコ協力店の認定の際に計画を提出いただいておりますので、その中で店頭回収量を計測するという店舗からの回収量の報告を集計しているものです。

○ 南幅委員

市町村で回収する部分については把握できるのですが、店頭回収量等の民間に流れている部分は把握するのが難しいところで、資源物となるものが全体でどのくらいあって、そのうちどの位が資源化されているか把握する方法がないか課題があるところだと考えています。

また、先ほど発言があったリチウムイオン電池について、処理施設での火災だけでなく、収集車の火災も課題になっています。環境省からは、市町村で分別収集するようにと通知が出ているところですが、回収の方法や回収したものを処理するにあたって財政的、技術的な部分が課題になっているところではあります。岩手県清掃協議会の上部団体にあたる全国都市清掃会議を通じて国の方にも要望しているところです。

○ 事務局

認定店における検討回収量については、参考資料2に現行の計画の目標の進捗状況ということで記載しています。現行の計画において、一般廃棄物のところの上から2つ目エコショップいわて認定店等における店頭回収量が、平成30年度には1,400トンあまりであったものを、令和7年度までに2,200トンを目指して掲げて、実績とすると令和5年度で1,713トンという実績で、目標には届くかどうかというところがございます。

課題としては、あくまでもエコショップいわてとして認定された店舗のみであるということと店舗の統合等によって回収品目が変わってしまうという状況があります。

また、指標としてリサイクル率を掲げておりますけれども、こちらは市町村において回収されたもののうちリサイクルされたものということで、令和7年に23%という目標を掲げてはおりますけれども、現状としては低下傾向にあります。

この低下の要因として、1つは店頭回収に流れるものは計上されないこと、また、コロナ過以降ペーパーレス化が進んでリサイクルされる重量の大きい紙ごみが減ってきているというのがあると考えており、全体を押しえられているかどうかということが課題です。

問題提起をさせていただいた形ですが、リサイクル率に真の値があるとするれば、目標として掲げたリサイクル率は市町村で把握したリサイクル量から算出した数字になってはいますが、それに民間に流れた店頭回収量が加われば真の値に近いものになるというところではあります、現状ではそれを把握する仕組みや体制になっていない状況です。

○ 塚本部長

エコショップいわて認定店での回収量は増えてきているが、伸び悩んでいるところですが、ペーパーレス化により紙ごみが減ってきていることもあるので、目標を達成していないことが必ずしも悪いという状況ではないと考えます。

また、市町村等による製品プラスチックの分別回収について、プラスチックの再商品化事業の事業者の開拓支援事業を実施しているというところかと思えます。また、事業者には12品目のプラスチックの削減義務が課せられ、県として試供品の提供などもしていたと思えますが。

○ 事務局

ここで記載しているプラスチックの再商品化事業の事業者開拓支援については、令和5年度から今年度が3年目ですが、2事業者が再商品化の事業を試行しているところです。事業者が少ないということが課題ですが、市町村と連携しながら進めていきたいと考えています。

○ 塚本部長

既に回収を実施している岩手町やモデル事業をしている一関市、奥州市以外に広げていくことは厳しい状況にあるのでしょうか。

○ 事務局

モデル事業として再商品化を実施していただいておりますが、実際に利益を上げるところまでは難しいという報告はいただいております。

プラスチックについては、製品プラスチックと容器包装プラスチックをそれぞれ処理するパターンと一括処理するパターンがあります。小野寺委員も委員になっていただいて検討しているところですが、容器包装リサイクルは進んでおりますが、製品プラと一緒にという訳にはいかないため難しいところがあります。

○ 晴山委員

指標の話がありましたが、リサイクル率について、企業に流れた物の全体像を把握するのは難しいと思いますし、本当に各自治体で把握すべきかという課題があると思います。企業の方でプラスチックがリサイクルされているのであれば、適正処理されているかという視点は大事だが、必ずしも量を把握する必要はないのではないかと思います。

指標としては1人1日あたりの家庭ごみの排出量、自治体において焼却や埋立てされる量を減らすというのが本来のごみ処理のあり方だと思いますので、リサイクル率に捉われすぎず、ごみの減量化を進めていくのが大事ではないかと思います。

○ 塚本部長

1(5)の海岸漂着物の関係について、流域全体でとの表現が出てきていますが、岩手県の三陸の海岸に漂着するごみを処理するというのは分かるのですが、岩手県の人口の8割が住んでいる内陸、北上川流域から排出されて流れたごみが、隣県の河口に流れるので、河川にはいったごみの回収や隣県との連携についても検討していただきたいと思います。

○ 事務局

検討させていただきます。

○ 塚本部長

他に御意見・御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○ 小野寺委員

リチウムイオン電池について、資源有効利用促進法に入っていた記憶があるのですが、資源として記載するか、危険物として適正処理として記載するかは検討する必要があるが、計画に盛り込んでいただきたいと思います。

また、地域循環共生圏域という考え方での狭いところでの循環、近隣で処理できないものは広い範囲での循環という組み合わせが必要になるのではないかと思います。

排出事業者と処理業者のマッチングについて、国の方ではサーキュラパートナーズの取組を行っているが、岩手県版のサーキュラパートナーズも一つの取組としてあってもいいのではないかと思います。

○ 塚本部長

他に御意見・御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(4) その他

< 塚本部長 >

議事(4)その他ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局の方から何かありますでしょうか。

○ 事務局

特にございません。

○ 塚本部長

では他になければ議事は以上をもちまして終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○ 事務局

塚本会長ありがとうございました。

閉会の前に、次回、次回の日程調整についてお願いがあります。

次回の部会は8月の後半を目処に考えており、メールで日程調整表を送付させていただきますので、ご回答をお願いします。

以上で循環型社会形成推進計画策定特別部会を終了いたします。